

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 82 号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第2項中「新市域における出張（新市域以外の地域から新市域に出張する場合及び新市域から新市域以外の地域に出張する場合を含む。）で新市域内を徒歩により旅行した」を「陸路旅行において、原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を利用することが特に必要であると任命権者が認める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市市内出張等旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（関係規則の一部改正）

3 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

（行財政局人事部給与課）